

平成28年（ム）第32号 損害賠償等請求再審事件

（対象事件・福岡高等裁判所平成27年（ネ）第434号）

決 定

福岡県 番地

再審原告 X

同訴訟代理人弁護士

県 番地

再審被告 Y

主 文

- 1 本件再審請求を棄却する。
- 2 再審費用は再審原告の負担とする。

※ 事実自体の判断があれば当該事実についての自白は問題としなくてよい、というのは、弁論主義第2原則（民訴法179条）違反のはず。

理 由

- 1 本件再審請求の趣旨及び理由は、別紙「再審訴状」及び平成28年12月4日付け「上申書」（いずれも写し）に記載のとおりである。
- 2 再審原告は、対象事件の確定判決には、主要事実たる規範的要件（注意義務違反）の評価根拠事実である、①再審被告が元金140万円を超える額の過払金返還の交渉の法律事務を取り扱っていた事実及び②再審被告が上記過払金返還の請求の法律事務を取り扱っていた事実の自白の成立についての判断遺脱があり、また、重要な間接事実である、③再審被告が再審原告の弟の相続放棄手続に関与していた事実及び④再審被告が本件委任契約に先立って再審原告の弟の債務整理を受任していた事実についての判断遺脱があり、いずれも判決に影響を及ぼすべき重要な事項に当たる旨主張する。

議論の対象が、②の事実の自白の成立から、②の事実自体にすりかわっている。※↑

しかし、対象事件である確定判決が上記①及び②の事実（再審原告が元金140万円を超える過払金の返還交渉ないし返還請求をしたこと）に関する認定判断をしていることは、判文上明らかである（確定判決第2の2(5)、第4の1(9)、(11)、同3(1)イ参照）。また、③の事実（再審被告が再審原告の弟の相続放棄手続に関

この摘示箇所中に、①の事実（過払金返還の交渉）について判断したと見られる箇所は、見当たらない（別紙参照）。ここに書かれているのは、②の事実自体（過払金返還の請求）についてである。

判断が欠如していることを「消極的認定」と呼称しているようである。

確定判決（本件前訴訟控訴審判決）中の該当箇所の摘示がない。実際、確定判決中には、③の事実に触れた箇所は、どこにもない。

与していたこと) について、確定判決の裁判所は、同事実が認められないとしてこれを認定しなかったものであり、かかる消極的認定を前提に本件委任契約に係る紛争の目的価額が140万円を超えることが明らかであったとはいえず、また、再審被告においてそのような認識を有していたものとは認められないと認定判断していることが確定判決の判文上明らかであって、この点について判断遺脱はない。さらに、④の事実（再審被告が本件委任契約に先立って再審原告の弟の債務整理を受任していたこと）については、主要事実（注意義務違反の評価根拠事実）の間接事実として位置づけられるものとはいいい難い上、仮に③の事実を推認させる間接事実と位置づけ得るとしても、④の事実から直ちに③の事実を推認することも困難であり、いずれにしてもその判断を欠くことによって判決に影響を及ぼすものとは到底解されない。したがって、民訴法338条1項9号に基づく本件再審請求は理由がない。

再審訴状（9～10頁）では、②の事実を推認させる間接事実と明記している（③の事実とは言っていない。）。

その他、再審原告が縷々主張するところは、結局のところ、上記確定判決の証拠の評価、事実の認定を論難するものにすぎず、民訴法338条1項所定の再審事由に当たらない。

3 よって、本件再審請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり決定する。

③の事実の判断の有無（判断遺脱か否か）の問題が、いつの間にか、別の事実（★）の判断の有無の話にすりかわっている。

平成29年1月26日

福岡高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官

E

裁判官

F

裁判官

G





(別紙)

(本件前訴再審棄却決定の1頁目下から2行で引用されている  
本件前訴控訴審判決(訴状第2の3(2)の裁判)の箇所)

・原確定判決第2の2(5)

(5) 一審被告は、本件契約締結後、債権者らに対し、**ク**の取引履歴の開示を請求したり、開示を受けた取引履歴をもとに利息引直し計算を行い過払金の返還を求める通知書を作成して送付したりした。

・原確定判決第4の1(9)

(9) 平成21年5月20日頃、一審被告は、武富士から、同月20日付けの「書類送付のご案内」と題する書面(甲4〔枝番号1〕、乙6、7)の送付を受けた。なお、上記書面で開示された取引履歴には、昭和53年8月11日から昭和63年1月4日までの貸金取引及び平成元年8月29日から平成20年7月11日までの貸金取引に関する記録がされているところ、乙7(枝番号1)の「書類送付のご案内」と題する書面には、昭和63年1月4日時点以前の取引につき消滅時効を援用する旨が記載されていた。

一審被告は、上記取引履歴をもとに、同日頃から同年6月5日にかけて、平成元年8月29日から平成20年7月11日までの貸金取引に係る弁済金を利息制限法の制限利率により引き直し計算をすると、元金190万4735円及び利息52万2970円の合計242万7705円の過払金が発生しているものと試算した上、その頃、一審原告に対し、電話で、上記の趣旨を連絡するとともに、武富士に対し、平成21年6月5日付けの過払金返還請求通知書(乙9)を送付した。その過払金返還請求通知書には、一審被告が、債務者たる**ク**の相続人である一審原告の書類作成代理人司法書士として、武富士に対し、過払利息5%を含む242万7705円の返還を請求する旨の記載が存在する。

・原確定判決第4の1(11)

(11) 遅くとも平成21年8月6日頃までに、一審被告は、**K**と債権者らとの取引履歴を分析した結果、ポケットカード、オリコ及びセディナに対する残債務については、武富士からの過払金回収額で弁済することができるものと判断した。

同月7日頃、一審被告は、一審被告事務所で一審原告と面談した。一審被告は、一審原告に対し、取引履歴や一審被告作成書面等の資料を示しながら、上記の見通しを伝えたが、債権者ら業者の側において一審被告の試算額と異なる金額を主張する可能性がある旨も説明した。また、一審被告は、一審原告に対し、武富士に対する過払金返還請求については訴訟提起を検討する必要がある、武富士に対する過払金の試算額が140万円を超えており、司法書士である一審被告には訴訟代理権がないため、訴訟を提起する場合には当事者本人が出廷するか又は弁護士に委任する必要があるが、当事者本人が出廷するときでも、訴訟書類は一審被告において作成し、出廷に一審被告が同行する旨を説明したところ、一審原告は、自らが出廷する旨回答した。さらに、一審被告は、一審原告に対し、**K**の法定相続人が一審原告及び**N**の2名であることから、過払金返還請求をするに当たっては、請求権者たる相続人を確定する必要がある旨を説明して、一審原告に対処を求めた。

・原確定判決第4の3(1)イ

イ この点、一審被告は、**K**の法定相続人であった一審原告から、一審原告が**K**からの相続により承継した債務の整理事務に関する書類作成及び交渉等に関して本件契約を締結したものであり、平成21年5月20日頃、武富士から**K**との貸金取引に関する取引履歴の開示を受け、遅くとも同年6月5日頃には、平成元年8月29日から平成20年7月11日までの貸金取引に係る弁済金を利息制限法の制限利率により引き直し計算をすると、元金190万4735円を含む合計242万7705円の過



払金が発生しているものと試算している（認定事実(1)ないし(3)・(9)）。

しかし、**K**の法定相続人は一審原告と**N**の2名であって、両名の法定相続分は各2分の1であり（認定事実(1)）、かつ、平成21年6月5日頃の時点では**N**のした相続放棄申述は家庭裁判所により受理されておらず（認定事実(4)・(12)）、かつ、一審被告が**K**の債務の整理事務に関する委任契約を締結したのは一審原告との間のみであったこと（認定事実(3)）に照らせば、武富士の過払金に係る一審被告の試算額を前提としても、平成21年6月5日当時、一審原告が武富士に対して主張し得る過払金返還請求権の額につき140万円を超えるものであったことが明らかであったとはいえ、したがって、その時点で委任事務に係る紛争の目的価額が140万円を超えていたことをいう一審原告の主張は、そもそも前提を欠くものである。

なお、一審被告が武富士に送付した同月5日付けの過払金返還請求通知書（乙9）には、一審被告が一審原告の書類作成代理人司法書士として242万7705円の返還を請求する旨の記載が存在する（認定事実(9)）が、上記のとおり、**K**の法定相続人は一審原告と**N**の2名であって、両名の法定相続分は各2分の1であったが、一審被告が**K**の債務の整理事務に関する委任契約を締結したのは一審原告のみであったこと、他方、上記過払金返還請求通知書には、一審被告の肩書として、債務者たる**K**の相続人である一審原告の書類作成代理人である旨が記載されていたこと（認定事実(9)）に照らせば、上記過払金返還請求通知書の内容は、一審被告が、**K**の相続に関し2分の1の法定相続分を有する一審原告の書類作成代理人司法書士として、過払金242万7705円のうち一審原告が相続分を有する範囲の返還を請求するものであったと合理的に解釈するのが相当である。したがって、上記過払金返還請求書の記載をもって本件委任契約に係る紛争の目的価額が140万円を超えることが明らかであったとはいえ、また、一審被告においてそのような認識を有していたものとは認めることができない。